

開若発 0212 第 3 号
令和 3 年 2 月 12 日

各都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省参事官
(若年者・キャリア形成支援担当)
(公 印 省 略)

新規高等学校卒業者に係る就職慣行（いわゆる「一人一社制」）
に関する検討について（再依頼）

日頃から、新規学卒者等の就職支援業務に御尽力いただき感謝申し上げます。
新規高等学校卒業者の就職に係る推薦、採用選考等については、各都道府県において開催する就職問題検討会議において、地方公共団体、経済団体、学校などの関係者が、地域の実情に応じて申合せを行っているところ、秋田及び沖縄を除く全ての都道府県においては、選考開始日から一定期間に限り、一人の生徒が応募できる企業を一社のみ学校推薦する就職慣行である、いわゆる「一人一社制」を採用し、学校現場や企業において広く普及・定着しているところである。

一方で、このような慣行に基づく就職指導の在り方が、生徒の主体性を過度に制限しており、適職の選択を妨げ、早期離職につながる一因となっているのではないかとの指摘もあり、昨年 7 月 17 日に閣議決定された規制改革推進実施計画において、各都道府県の高等学校就職問題検討会議が一人一社制の在り方を検討することが適切である旨記載されたところである。

これに先立ち、昨年 2 月、高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告（以下「WT 報告」という。）を踏まえ、各労働局長に対し、各地域や学校の特性等に応じた学校による就職あっせんの在り方の検討、協議等を行うこととする通達（※）が発されているところであるが、下記のとおり改めて検討するとともに、本年度末までにその結果を報告されたい。

なお、本検討に当たって、文部科学省に協力を依頼していることを申し添える。

（※）「令和 3 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）」（令和 2 年 2 月 19 日職発 0219 第 10 号、開発 0219 第 18 号）

記

1 検討に当たっての視点

- (1) 一人一社制については、景気変動等により、求人が少ない状況になった場合であっても、多くの生徒に応募の機会を与えることが可能となることや、短期間でのマッチングが可能となること等の利点がある一方で、上述のような規制改革推進会議等からの指摘もあることを踏まえ、当事者である生徒（卒業生）及びその保護者、普通科及び普通科以外の学科（工業学科等）の進路指導教諭等学校関係者、大企業及び中小企業の企業関係者、ハローワーク等関係者、学識経験者からのヒアリング等を行うとともに、WT 報告でのアンケート調査も参考にしながら、各都道府県における一人一社制に対する評価を取りまとめること。

また、ヒアリングの際には、当該都道府県における労働市場の動向や、3年以内早期離職の実態との関係についても聴取すること。

3年以内早期離職との関係については、例えば、新卒応援ハローワークの就職支援ナビゲーター等が就職支援に関わった普通科及び普通科以外の学科の卒業生について、各10人程度のサンプルを偏りなく抽出し、必要に応じて各学校や学校設置者の協力も得つつ、卒業生の現状や離職理由を聴取するといった方法が考えられる。

なお、ヒアリングの対象者の選定等については、各労働局に一任することとする。

- (2) 民間職業紹介事業者については、生徒の主体性を尊重して、学校による就職あっせんだけでなく民間職業紹介事業者による就職あっせんの活用の検討も必要であることから、その在り方について、検討を行い、地域の実情に応じた対応の方向性を取りまとめること。

また、職業安定法（昭和22年法律第141号）上、新規高等学校卒業予定者に対する民間職業紹介事業者による職業紹介が可能であることが十分に知られていない実態があるため、令和3年度当初に、高等学校及び新規高等学校卒業予定者に対し、民間職業紹介事業者による職業紹介を利用できることを明確にした上で、その周知を図ること。

さらに、民間職業紹介事業者に対し、採用選考開始期日を遵守する必要があること等の留意点を明確にした上で、その周知を図ること。

2 各都道府県就職問題検討会議との関係

上記1の検討に当たっての視点を踏まえた検討に当たっては、各都道府県就職問題検討会議の事務局である各労働局において、実務的に準備・検討を進め、本年3月末までに報告を行っていただくこととなるが、本来は、同会議の議題として議論すべき事項であることから、検討内容については改めて同会議の場において、正式に議題として議論を行っていただくこと。

3 教育委員会及び学校との連携

上記1の検討に当たっての視点を踏まえた検討に当たっては、学校関係者等の協力が不可欠であるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、本検討に当たっての協力を依頼しており、適切に協力・連携を図ること。

4 期日

令和3年3月31日（水）までに、本検討結果を厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室宛てに報告すること。

5 報告様式

別紙のとおり報告様式を定めるので、上記1に記載している検討内容のほか、実施時期、経過措置、フォローアップの方法等が分かるように記載し、報告すること。

6 その他

新規高等学校卒業予定者に対する就職あっせんの在り方いかんにかかわらず、生徒の主体性を尊重し、採用選考の選択肢を広げることは重要であることから、各労働局においては、新卒応援ハローワーク等による高等学校進路指導教諭の求人開拓への支援や教諭向けの企業説明会・就職活動相談研修会の開催等を通じて、高等学校と更に連携し、新規高等学校卒業者の就職活動への支援を強化すること。